



日田市規則第4号

日田市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和7年3月15日

日田市長 椋野善智子

日田市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市老人憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<p>(補修等の協議)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(補修等の協議)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第8条 条例第9条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合の減額の率又は免除は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>2 条例第9条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、日田市老人憩の家使用料減免申請書（様式第</u></p>

3号) を市長に提出して、承認を受けなければならない。

(準用)

第9条 略

(委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

減額又は免除できる場合	減額の率又は免除
市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除
市長が特に必要と認める団体がその事業の目的のために利用するとき。	免除

(準用)

第8条 略

(委任)

第9条 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。